

みなし仮設住宅供与期間の延長手続きについて

震災から3年が経過する世帯(2019年4月14日以降に契約満了を迎える世帯)の仮設住宅の供与期間延長が認められる「供与期間内に退去できないやむを得ない理由」は、国と県の協議により以下の通りとなっています。

供与期間延長の要件	
供与期間内に退去できない理由	準備する必要書類
自宅再建で建築請負契約書を交わしたが、工期の関係等（契約した建設業者から示された工期等）から、仮設住宅の供与期間内に再建できない。	建築請負契約書 ※1 : 収入印紙付の原本をお持ちください 及び 融資予約通知書 ※2 : 銀行から発行を受けてください
自宅再建で公共事業（土地区画整理事業、地盤改良事業等）に日数を要し、仮設住宅の供与期間内に再建できない	公共事業の状況を関係部署に確認するため、申請書や通知書等があればお持ちください

上記のほか、自己の都合によらない真にやむを得ない理由により、供与期間内に退去できない場合

※1 収入印紙の非課税措置を受け、お持ちの契約書に収入印紙が貼られていない場合は、建設業者の控え（収入印紙付）の印紙が貼ってある面の写しも合わせて準備してください。

※2 融資を受けない場合、資金計画が分かる資料と銀行発行の現金残高証明書を準備してください

■ 要件に合致し、供与期間延長を希望する場合は、以下の手続きが必要です

① Q&Aを確認

② 必要書類を準備

状況により、追加で書類提出が必要になる場合があります。

③ 窓口で延長申請（本庁舎9階 震災住宅支援課窓口） ※区役所では受付していません

受付期間 ※満了時期に合わせてご案内します

受付時間 9:00～16:00

※窓口の混雑を避けるため、契約満了時期によって窓口の受付期間を設定しています。
来庁の際は、できるだけ上記の期間にお越しください。

- ・ 必要書類と印鑑（シャチハタ不可）をお持ちください。
- ・ 窓口で再建状況の詳細を伺い、申請書類等を記載していただきます。
- ・ 本人の来庁が困難な場合、代理の方でも手続き可能です（身分証をご持参ください）。

④ 結果通知、再契約締結

供与期間満了の3ヶ月前を目処に、延長の可否について結果通知を発送します。延長が認められた場合は、再契約の手続きを行います。

【お問い合わせ先】

中央区手取本町1-1 熊本市役所9階 震災住宅支援課 TEL: 096-328-2989